



第4期 報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

証券コード 5413



日新製鋼



日新製鋼 第4期報告書

[第4回定時株主総会招集ご通知 添付書類]

事業報告	01
(ご参考) トピックス	06
連結計算書類	29
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	32
計算書類	33
監査報告書	36
(ご参考) 株式に関するご案内	40

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nisshin-steel.co.jp/>)に掲載することにより、ご提供しております。

事業報告 第4期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1.当社グループの現況に関する事項

(1)当社グループの事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、政策効果等を背景に当初は製造業を中心に緩やかな回復基調で推移したもの、中国および新興国経済の減速感が次第に高まるとともに、円高の進行や資源価格の大幅な下落等とも相まって、輸出産業の活動水準や業績への影響が懸念されるなど、期末にかけて不安定な動きが強まる展開となりました。

鉄鋼業界におきましても、自動車分野や建築分野を中心に国内の鋼材需要が弱含み、市中鋼材在庫が高水準で推移するなど厳しい状況が続いてまいりました。また、にわかに進行した円高や過剰生産に起因する中国の鋼材輸出増加による国内外の市況悪化など、多くのマイナス要因に直面する展開となりました。

このような経営環境のもと、当社グループは24号中期連結経営計画(以下、24号中計)の着実な推進と、日本金属工業株式会社との経営統合に伴う統合シナジー効果の最大化に積極的に取り組んでまいりました。

製造面におきましては、統合シナジー効果の中核である周南製鋼所(以下、周南)の製鋼設備リフレッシュ工事が完工し、新連続鋳造設備など最新設備が稼働を開始しました。製造可能範囲の拡大や生産効率の向上など新鋭設備の能力を最大限に発揮し、コスト・品質の両面でさらなる競争力の強化を図ってまいります。特殊鋼分野においても、お客様の品質ニーズ高度化に対応する高清浄度鋼の生産に向けた呉製鉄所(以下、呉)の新精錬炉(LF設備)が昨年10月に稼働を開始しており、これまで当社が培った特殊鋼の高い製造技術に新たな強みが加わったことで、特殊鋼薄板市場における地位を一層確かなものにしてまいります。

かかる取り組みと並行して、厳しい経営環境に対応すべく、安価原料の使用拡大や呉の加熱炉使用燃料転換など、徹底した合理化・総コスト削減活動を推進し、体质強化に努めてまいりました。さらには、電力コスト増加への



呉製鉄所 第1高炉

事業報告

対応のため、自家発電設備の発電率向上対応などエネルギーコスト削減設備の安定稼働対策にも鋭意取り組んでまいりました。

販売面におきましては、高採算商品の比率拡大に向け、当社グループ独自の高収益なコア製品（ZAM、特殊鋼、ステンレス、カラー鋼板）の拡販に努めてまいりました。お客様より高い評価をいただいている高耐食溶融めっき鋼板「ZAM（ザム）」については、用途拡大やお客様のメリット増加に寄与する特性を備えた新商品を投入するなど、新たな需要開発を推進しております。米国における表面処理鋼板の製造・販売子会社であるWheeling-Nissin,Inc.（ウィーリング・ニッシン）でのZAMの生産・販売も順調に推移しており、引き続き当社グループの基幹商品として積極的な拡販に取り組んでおります。カラー鋼板の分野においても、遮熱性や耐候性に優れた新製品の販売を開始するなど、マーケット拡大に向けた取り組みを推進してまいりました。ステンレス分野でも、需要動向や在庫水準に応じたきめ細かな販売に取り組むとともに、開発部門と一体となり新製鋼設備の能力を活かした高機能商品の販売にも努めてまいりました。

当期の連結業績につきましては、収益確保および統合シナジー効果の最大化に向けた製造・販売一体となった取り組みを精力的に進めたものの、原料価格の下落に伴う在庫評価損の発生や海外投資会社の株式評価損計上など一過性の減益要因もあり、売上高は5,470億26百万円（対前期704億98百万円減）、経常利益は62億6百万円（対前期134億90百万円減）、親会社株主に帰属する当期純損失は66億13百万円（対前期235億61百万円減）となりました。

剰余金の配当につきましては、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を踏まえ、当期の業績ならびに先行き

自動車	電力	住宅
<p>ラジエーター ファンモーター カバー</p>  <p>塩害地域でも高い耐食性を発揮</p>	<p>太陽光発電 パネル架台</p>  <p>レーザ溶接形鋼により小型化・薄肉化を実現</p>	<p>長寿命耐震 フレーム</p>  <p>リフォーム時に短時間で設置が可能 分解も容易で、地球環境にも配慮</p>

当社の主力商品である高耐食溶融めっき鋼板ZAMは、おかげさまで発売開始から15年を迎え、産業や生活のさまざまな場面で活躍しています。

の経済情勢と当社グループの事業展開等を総合的に勘案し、当期末の配当を1株につき25円とさせていただきました。これにより、中間期の15円と合わせて年間では1株につき40円と、前期と同額の配当となります。株主の皆様におかれましては、何とぞご理解賜りますよう宜しくお願ひいたします。

(2) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済は、堅調な企業業績や東京五輪関連のインフラ整備需要、米国経済等に牽引されつつ緩やかな回復基調を辿ることが期待される一方、中国および新興国経済の減速長期化や米欧の景気動向の先行きに加え、各国の金融政策と為替の動向、世界各地で高まっている地政学リスクが経済に及ぼす影響など、当面は不透明な展開となることが予想されます。

鉄鋼業界におきましても、建築・インフラ関連の需要増加が期待される一方、自動車分野を中心とした鋼材需要部門の本格回復には一定の時間を要することが予想されます。また、中国の過剰生産問題についても依然として抜本的な改善には至っておらず、引き続き国内外で厳しい状況が続くものと思われます。

こうした経営環境のもと、当社グループは平成28年度を最終年度とする24号中計の完遂と統合シナジー効果の最大化、ならびに平成29年度以降の将来を見据えた構造改革にもグループ一体で取り組んでまいります。

まず、24号中計への対応としては、これまで実施した戦略投資の成果の回収を着実に進めてまいります。昨年完工した周南の新製鋼設備については順調に稼働を続けており、最新設備の強みを最大限に活用した新鋼種の開発やマーケット展開など、さらなる商品競争力の強化と収益の獲得に努めてまいります。また、衣浦製造所製鋼工程休止後の周南への生産集約による最適生産体制の構築を進めており、経営統合の総仕上げとして統合



周南製鋼所 新連続鋳造設備

事業報告

シナジー効果の最大化を図ってまいります。呉のLF設備についても特殊鋼分野の製品レパートリーが拡充したメリットを活かし、お客様のニーズに的確に応えつつ新たな需要開拓による拡販を進めてまいります。さらに、グループ会社が得意とする加工・成形技術と一体となったソリューション提案や他素材との融合商品の開発など、経営資源の最適活用により開発・提案力を深化してまいります。



衣浦製造所 製鋼工場を休止(H27年11月)

また、当社グループは構造改革についても着実に取り組んでまいります。本年4月1日付で当社の塗装・建材事業と当社完全子会社である日新総合建材株式会社の事業を統合し、新会社「日新製鋼建材株式会社」が発足しました。当社グループの創業事業である塗装・建材事業について、両社の経営資源と豊富なノウハウを結集し、多様化・複雑化するお客様ニーズへのワンストップの対応力を強化してまいります。一昨年に発足した日新製鋼ステンレス鋼管株式会社を含め、これまで以上にお客様に密着しつつマーケット環境に応じた機動的な事業展開を図り、当社の素材開発力との相乗効果を発揮することで、独自の高機能商品やサービスの提供および収益拡大を実現してまいります。

海外においては、日米の合弁パートナーと共同で設立した特殊鋼製造・販売会社「浙江日新華新頓精密特殊鋼有限公司」が本年7月より操業開始を予定しており、今後の高い成長が見込まれる中国の自動車市場において、日系および米欧系部品メーカーの現地調達ニーズに対応してまいります。また、東アジアを中心に需要が拡大しているステンレス精密圧延品の製造・販売を行う新合弁会社「台湾日新結進精密不銹鋼股份有限公司」を台湾(中華民国)に設立することを決定し、本年9月の操業開始を目指しております。さらに、当社バンコク事務所と当社のタイ出資会社である Nisshin-Jutha Wan Metal Co.,Ltd.の機能を統合し、アセアン市場における事業展開の中核拠点として、本年4月に新会社 Nisshin Steel(Thailand)Co., Ltd.(ニッシン・スチール・タイランド)が発足しました。これら新規事業拠点の戦略的活用および他の事業拠点との密接な連携を通じて、当社グループの将来的な成長の源泉である海外事業展開の一層の強化に努めてまいります。

なお、本年2月1日、当社グループは新たな事業構造改革のテーマとして、呉第1高炉の拡大改修と第2高炉の休止、ならびに平成29年3月末を目途とした新日鐵住金株式会社による当社子会社化、および鉄源の安定確保に向けた同社からの鋼片供給等の検討開始について決定いたしました。今回の検討は、アジアを中心とする鉄鋼過剰生産能力や中国経済の減速など、鉄鋼業界を取り巻く国内外の事業環境がますます厳しさを増す中で、総合力世界No.1の鉄鋼メーカーをめざす新日鐵住金グループへの参画と両社経営資源の結集により、当社グループの事業基盤のさらなる安定化と持続的成長の両立を狙いとしたものです。加えて、当社グループは品種別戦略の中心をなすコア製品について「お客様における付加価値の飛躍的創出と当社キャッシュ・フローへの高い貢献を両立する製品」と再定義し、本事業構造改革を通じてかかるコア製品戦略を深化させることで、いかなる環境変化にも対応できる強固な企業体質の構築と事業競争力の強化を目指してまいります。さらに、近い将来改修時期を迎える第2高炉の休止により投資余力を確保し、既に実施しているLF設備などの重要投資に加え、呉の一層の高付加価値化に繋がる戦略投資を実現し、当社のコア製品戦略を担う中核事業所としての位置付けをより確固たるものにしてまいります。

24号中計の最終年度である本年は中計課題の達成に加え、前述の子会社化検討をはじめとする当社グループの新たな方向性を定める年となります。当社グループは引き続き企業理念である、「鉄を通じてお客様の夢と理想の実現をお手伝いする」ため、お客様とともに新たなマーケットを創造すべく総力を結集してまいります。さらに、企業活動の基本であるコーポレート・ガバナンスの整備などにも適切に対応しつつ、継続的な企業価値の向上に取り組み、お客様からの信頼と確かな存在感を備えた企業グループとしてこれからも日々進化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



新日鐵住金(株)による当社の子会社化等の検討開始(H28年2月)

日新製鋼建材株式会社の新発足

当社は創業事業である「塗装・建材事業」を一層深化・発展させるため、平成28年4月1日に「日新製鋼」の名前を冠した鉄鋼建材会社「日新製鋼建材株式会社（以下、日新製鋼建材）」を新発足させました。

日新製鋼建材は、当社の塗装・建材事業とグループ会社である日新総合建材株式会社を集約・統合し、新たに当社グループの塗装・建材事業を担います。お客様やマーケットにより近いポジションにおいて、お客様とともに活動することでニーズをつかみ、従来の鉄鋼メーカーにはない画期的なソリューションを提案します。

また、当社グループの中核事業会社として、建築施工会社など法人のお客様（to B）および施主・一般消費者のお客様（to C）へ安心・安全で暮らしを豊かにする建築材料を

日新製鋼建材のコンセプト (4つのNo.1!)



建築分野に特化し、市場動向にきめ細かく・迅速に的確に対応する販売力No.1!

建築分野に特化し、お客様の品質・コスト・納期要求を満たすものづくり競争力No.1!

建築分野に特化し、お客様の潜在ニーズにまで応える商品開発力No.1!

建築分野に特化し、お客様へ効果的な商品訴求・提案を行う市場開発力No.1!

提供し、めっき鋼板、塗装鋼板および建材二次加工品の建築需要を自ら創造する独創的な鉄鋼建材メーカーへと発展していきます。

当社グループは、経営理念である「お客様中心主義」に基づき、お客様の夢と理想の実現をお手伝いするため、これからも進化してまいります。



日新製鋼/市川製造所 改め 日新製鋼建材/本社製造所（千葉県市川市）

再編前

日新製鋼

塗装・建材事業
(含;市川製造所)

日新総合建材

集約
統合

平成28年4月1日以降

日新製鋼

新発足

日新製鋼建材

お客様やマーケットにより近いポジションに塗装・建材事業を再編することで、迅速なニーズの取り込みと商品開発・市場展開が可能な事業体制を構築

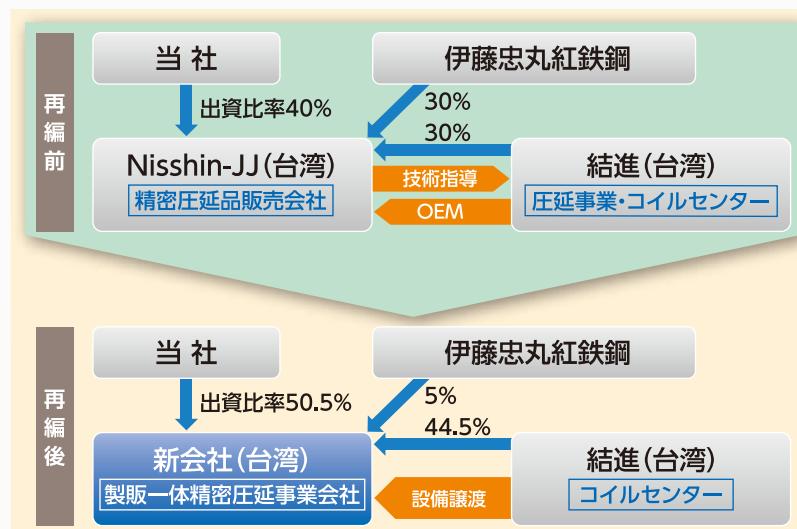
台湾におけるステンレス精密圧延合弁事業会社の設立

当社は、結進材料科技股份有限公司^{*}殿(以下、「結進材料科技」)および伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社殿(以下、「伊藤忠丸紅鉄鋼」)とともに、ステンレスばね材を中心とした精密圧延品の製造および販売を行う合弁事業会社「台湾日新結進精密不銹鋼股份有限公司」を台湾(中華民国)台南市に設立することに合意しました。

成長著しい東アジア・東南アジアのマーケットにおいて、高品位ステンレス精密圧延品の需要は一層拡大傾向にあります。新会社は、当社と結進材料科技が有するリロール技術力・販売力と、伊藤忠丸紅鉄鋼の海外販売ネットワークを活用し、自動車、弱電、IT機器分野を中心とする日系・非日系需要家のニーズに応えてまいります。



合弁契約調印式



*結進材料科技股份有限公司は、本年3月24日に「結進不銹鋼工業股份有限公司」に商号を変更いたしました。



事業報告

(3)当社グループの設備投資等の状況

① 当期に完成した主要設備工事

- | | |
|----------|---------------|
| ●当社呉製鉄所 | 製鋼設備高清浄度鋼対応工事 |
| ●当社周南製鋼所 | 製鋼設備リフレッシュ工事 |

② 当期継続中の主要設備工事

- | | |
|-------------------|---|
| ●当社呉製鉄所 | 第1高炉炉体冷却設備改造工事
第2高炉炉体冷却設備改造工事
加熱炉燃料転換工事
自家発電設備更新工事 |
| ●当社堺製造所 | 冷間圧延設備電気系統リフレッシュ工事 |
| ●当社周南製鋼所 | 冷間圧延設備電気系統リフレッシュ工事
焼鈍酸洗設備電気系統リフレッシュ工事 |
| ●浙江日新華新頓精密特殊鋼有限公司 | 冷延工場建設工事 |

③ 当期に休止した主要設備

- | | |
|----------|------|
| ●当社衣浦製造所 | 製鋼設備 |
|----------|------|

(4)当社グループにおける他の会社の株式の取得

当社は、タイのステンレス鋼板等の販売会社Nisshin-Jutha Wan Metal Co., Ltd.の発行済株式の52.5%を取得し、同社を完全子会社にいたしました。なお、同社は、平成28年4月1日、当社バンコク事務所の機能を統合し、商号をNisshin Steel (Thailand) Co., Ltd.に変更いたしました。

(5)財産および損益の状況の推移

区分	年 度	平成24年度 (第1期)	平成25年度 (第2期)	平成26年度 (第3期)	平成27年度 (第4期)
当社グループの状況					
売上高	(百万円)	518,981	576,447	617,525	547,026
経常利益	(百万円)	△16,878	19,722	19,697	6,206
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	△37,398	17,759	16,947	△6,613
1株当たり当期純利益 (円)		△393.32	177.72	160.51	△60.33
純資産	(百万円)	179,253	215,958	271,997	217,978
総資産	(百万円)	694,250	741,750	770,591	708,167
当社の状況					
売上高	(百万円)	1,386	2,261	482,194	418,393
経常利益	(百万円)	896	1,521	11,190	17,441
当期純利益	(百万円)	903	1,517	△5,264	5,886
1株当たり当期純利益 (円)		8.22	13.82	△49.78	53.62
純資産	(百万円)	164,121	165,080	174,702	164,527
総資産	(百万円)	164,232	165,139	630,344	603,278

- (注) 1. △印は損失を示しております。
- 当期より、当社グループにおける当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 - 当社の第1期事業年度は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までですが、当社グループの財産および損益の状況を示す連結会計年度については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までであります。
 - 当社グループにおける第2期の損益状況は、エネルギーコストの上昇や設備の事故および操業トラブルによる減益要因があったものの、コア製品の拡販や合理化・総コスト削減等に加え保有資産の圧縮等を推進した結果、第1期に比べて大幅な増収増益となりました。
 - 当社における第3期の損益状況は、当社が平成26年4月1日に日新製鋼㈱および日本金属工業㈱を吸収合併したため、第2期に比べて大幅に変動しております。
 - 当社グループにおける第4期の損益状況は、前記(1)「当社グループの事業の経過およびその成果」に記載のとおりであり、第3期に比べて大幅な減収減益となりました。なお、当社における第4期の損益状況は、関係会社等からの受取配当金等により、第3期に比べて増益となりました。
 - 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

事業報告

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主な事業内容
日新総合建材株式会社	1,500 百万円	100.0 %	各種建材・軽量形鋼の製造、販売および鋼材加工
日新钢管株式会社	1,400	100.0	各種钢管の製造、加工および販売
新和企業株式会社	499	100.0	商事、サービス業、ゴルフ場経営および厚生施設の維持管理
月星海運株式会社	462	100.0	鉄鋼製品の海上・陸上輸送および倉庫管理
日新製鋼ステンレス钢管株式会社	250	100.0	各種ステンレス钢管の製造、加工および販売
日新ステンレス商事株式会社	180	100.0	ステンレス鋼その他金属製品および原材料の販売
日新工機株式会社	96	100.0	設備・プラントの設計、製作、据付および修理
月星商事株式会社	436	41.2	鉄鋼製品の加工および販売
Wheeling-Nissrin, Inc. (ウィーリング・ニッシン)	71 百万米ドル	100.0	米国における表面処理鋼板の製造および販売

(注) 1. 当社の持株比率は、間接出資会社の場合、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。

2. 日新総合建材(株)は、平成28年4月1日、当社を吸収分割会社とし、日新総合建材(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割により、当社市川製造所を含む塗装・建材市場に係わる鋼板製造販売事業を承継し、商号を日新製鋼建材(株)に変更いたしました。

(7)当社グループの主要な事業内容

当社グループは、鉄鋼製品の製造、加工および販売ならびにそれらに附帯する事業を主な事業としております。

主 要 事 業		主要製品または主要事業の内容
当 社	鉄 鋼 事 業	鋼板、鋼帯および鋼管の製造、加工および販売
子 会 社	附 帯 事 業	設備・プラントの設計、製作、据付および修理、商事・サービス業、鉄鋼製品の海上・陸上輸送および倉庫管理など

(8)当社グループの主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都千代田区
支 社・支 店	札幌市、仙台市、新潟市、富山市、名古屋市、大阪市、高松市、岡山市、広島市、福岡市
海 外 事 務 所	上海、広州、シンガポール、バンコク、シカゴ
研 究 所	市川市、堺市、吳市、周南市
製 造 所	市川市、碧南市、大阪市、堺市、西条市、吳市、周南市

② 子会社の主要な事業所

日新総合建材株式会社	東京都江東区
日新鋼管株式会社	東京都千代田区
新和企業株式会社	東京都中央区
月星海運株式会社	大阪市
日新製鋼ステンレス鋼管株式会社	尼崎市
日新ステンレス商事株式会社	東京都中央区
日新工機株式会社	吳市
月星商事株式会社	東京都中央区
Wheeling-Nisshin, Inc. (ウィーリング・ニッシン)	ウエストバージニア州フォランズビー市

(注) 当社市川製造所は、平成28年4月1日、当社を吸収分割会社とし、日新総合建材(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割により、日新総合建材(株)に承継されました。また、同日、同社は商号を日新製鋼建材(株)に変更いたしました。

事業報告

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,805名	74名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,042名	86名減	38.5歳	17.7年

(10) 当社の主要な借入先

借入先の名称	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,635 百万円
三井住友信託銀行株式会社	24,976
株式会社みずほ銀行	23,217
三菱UFJ信託銀行株式会社	17,676
株式会社山口銀行	15,964

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

① 当社は、建材製品製造業者向け塗装溶融亜鉛めっき鋼板および鋼帯の販売における独占禁止法違反の行為を認定した公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令について、当社の審判請求を棄却した同委員会の審決に対する当社の審決取消請求を棄却した東京高等裁判所の判決を不服とし、平成25年12月26日に最高裁判所に上告いたしましたが、平成27年7月7日、同裁判所が上告棄却および上告不受理を決定し、判決が確定いたしました。

なお、本件に係る課徴金は平成21年11月に納付済であり、当期の業績への影響はありません。

② 当社および日新総合建材株式会社は、平成28年4月1日に当社市川製造所を含む塗装・建材市場に係わる鋼板製造販売事業を当社より分割し、日新総合建材株式会社がこれを承継する吸収分割を行いました。また、同日、日新総合建材株式会社は商号を日新製鋼建材株式会社に変更いたしました。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 430,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 109,780,099株
(自己株式63,824株を除く。)
- (3) 株主数 43,825名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日鐵住金株式会社	9,124 千株	8.3 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,181	7.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,166	5.6
太陽生命保険株式会社	2,650	2.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,461	2.2
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,112	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,847	1.7
日本生命保険相互会社	1,595	1.5
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,351	1.2
住友生命保険相互会社	1,299	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

事業報告

4. 当社の取締役および監査役に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長 CEO(最高経営責任者)	三喜 俊典		
代表取締役 副社長執行役員	成吉 幸雄	●生産・技術全般(含む環境・安全、品質保証・技術サービス、外注統括)を総括	●Acerinox, S.A. (アセリノックス)取締役
代表取締役 副社長執行役員 CFO(財務担当最高責任者)	水元 公二	●内部統制推進、総務、財務、人事および労働安全を総括	
代表取締役 副社長執行役員	宮楠 克久	●販売全般(含むステンレス販売、ステンレス輸出)および購買を総括	●三晃金属工業(株)取締役(社外取締役)
取締役 常務執行役員	南 憲次	●P.I推進およびシステム全般を管掌	
取締役 常務執行役員	内田 幸夫	●グループ商品開発戦略本部を管掌	
取締役 常務執行役員	佐々木 雅啓	●海外事業全般を管掌	
取締役 常務執行役員	田中 秀雄	●販売総括、建材・鋼板販売、中四国支社および各支店を管掌	
取締役 常務執行役員	三好 宣弘	●経営企画、人事および労働安全を管掌	●(株)エヌエスステンレス企画代表取締役社長
取締役 (非常勤)	遠藤 功		●(株)ローランド・ベルガー会長 ●早稲田大学大学院商学研究科教授 ●(株)良品計画取締役(社外取締役) ●損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)取締役(社外取締役) ●ヤマハ発動機(株)監査役(社外監査役)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常任監査役 (常勤)	小濱 和久		
監査役 (常勤)	伊藤 幸宏		
監査役 (常勤)	村岡 浩一		
監査役 (非常勤)	山川 洋一郎		●古賀総合法律事務所パートナー ●大王製紙㈱監査役(社外監査役)
監査役 (非常勤)	羽矢 慎		

- (注) 1. 取締役のうち遠藤功氏は社外取締役であります。また、監査役のうち伊藤幸宏、山川洋一郎、羽矢慎の3氏は社外監査役であります。同4氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 平成28年3月31日現在、取締役兼執行役員以外の執行役員は18名であります。
3. 取締役水元公二氏は、平成27年5月22日、(株)エヌエスステンレス企画代表取締役社長を退任いたしました。
4. 取締役宮楠克久氏は、平成27年6月26日、三晃金属工業(株)取締役(社外取締役)に就任いたしました。
5. 取締役南憲次氏は、平成28年4月1日、当社常務執行役員を退任いたしました。
6. 取締役佐々木雅啓氏は、平成28年4月5日、NISSHIN STEEL ASIA PTE. LTD.社長に就任いたしました。
7. 取締役三好宣弘氏は、平成27年5月22日、(株)エヌエスステンレス企画代表取締役社長に就任いたしました。
8. 取締役遠藤功氏は、平成28年3月31日、早稲田大学大学院商学研究科教授を退任いたしました。
9. 監査役伊藤幸宏氏は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび同社グループ金融機関の役員等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役村岡浩一氏は、日本金属工業(株)の財務部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先のうち、損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)については同社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜(株)と当社との間に保険取引がありますが、特別な利害関係ではありません。その他の重要な兼職先である(株)ローランド・ベルガー、早稲田大学、(株)良品計画、ヤマハ発動機(株)、古賀総合法律事務所および大王製紙(株)と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

事業報告

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区分	員数	当期に係る報酬等の額	摘要
取締役	11名	446,265 千円	うち、社外役員4名 55,086 千円
監査役	5	91,977	

② 報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

各取締役および監査役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針は、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたしますが、その内容の概要は次のとおりであります。

- 各取締役および監査役の報酬額は、株主総会が決定する取締役および監査役ごとの総額の限度内において、職務および職責ならびに当社の連結業績に応じて算定いたします。

(3) 社外取締役および社外監査役の主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

取締役 遠藤 功

当期において開催された取締役会14回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に経営戦略に関するコンサルティング業務について豊富な経験を有する企業経営者としての見地ならびに大学院教授としての専門的見地から意見の表明を適宜行いました。

監査役 伊藤 幸宏

当期開催の取締役会14回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に法令・定款遵守の見地からの意見の表明および財務・会計的見地からの発言を適宜行いました。
また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、監査の方法および結果についての意見交換、協議等を行うとともに、主に財務・会計的見地からの発言を適宜行ないました。

監査役 山川 洋一郎

当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に法令・定款遵守の見地からの意見の表明および弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行いました。
また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、監査の方法および結果についての意見交換、協議等を行うとともに、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行いました。

監査役 羽矢 慎

当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に法令・定款遵守の見地から意見の表明を適宜行いました。
また、当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査の方法および結果についての意見交換、協議等を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額としております。

事業報告

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注)当社の重要な子会社のうち、Wheeling-Nisshin, Inc.(ウィーリング・ニッシン)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124,599 千円
うち、当社の会計監査人としての報酬等の額	86,299

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠、前年度の報酬水準等を確認し、検討した結果、その報酬等は妥当なものと判断し、同意をしております。

(3) 当社の会計監査人の非監査業務の内容

財務諸表等以外の財務情報に関する調査報告

(4) 当社の会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行に重大な支障が生じたと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

取締役会は、監査役会が決定した内容の会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針であります。

(5)会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要は以下のとおりであります。

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

事業報告

6. 当社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システムの基本方針

当社は、平成27年3月27日開催の取締役会において、平成27年4月1日をもって内部統制システムの構築の基本方針を一部改定しており、平成28年3月31日開催の取締役会において、これを継続することを決定いたしました。この基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- 2) 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- 4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- 5) 取締役を含む役職員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」「行動規範」を制定し、あわせて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて通報相談を受付ける通報相談窓口を設ける。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- 2) 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- 3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長を委員長とし、各部門を担当する執行役員から構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- 2) 全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する内部統制推進部を置き、新たな重要なリスクの探索及び対応の方向付けを行うとともに、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援する。
- 3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- 4) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- 2) 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- 3) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。

事業報告

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 執行役員及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「企業行動基準」「行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は職員就業規則に則り適正に処分する。
- 2) コンプライアンスに係る事項について代表取締役社長を直接補佐する『企業倫理担当役員』を置き、全社のコンプライアンス状況を監督する。
- 3) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、各部門を担当する執行役員及び社外専門家(弁護士)を委員とするコンプライアンス委員会を置き、あわせて直接従業員等から通報相談を受付ける社内・社外の通報相談窓口を設け、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
- 4) 業務執行部門から独立した内部統制推進部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。
- 2) 主要な子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- 4) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社の業務執行状況について報告を受ける他、子会社が企業集団に重要な影響を及ぼす事項を意思決定する場合は、事前に協議を行う。
- 5) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にリスクマネジメント体制を整備するよう指導・監督する。
- 6) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、各部門による管理の下、経営目標・事業計画の達成に向けて子会社は業務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。
- 7) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にコンプライアンス体制を整備するよう指導・監督する。また、当社及び国内直接出資子会社のコンプライアンスについて通報相談を受付ける通報相談窓口を設ける。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、内部統制推進部に専任を含む使用人若干名を置き、監査役が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助するための専任組織として監査役会事務局を内部統制推進部に置く。
- 2) 監査役は、監査役会事務局の独立性を確保し、監査役会事務局に対する指示の実効性を確保するため、監査役会事務局の権限、組織、監査役からの指揮命令権、人事等に関して検討し、取締役と意見交換を行う。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

□ 当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、子会社の取締役、監査役及び使用人並びに子会社の管理を担当する各部門の長は、監査役の求めに応じて子会社の業務執行状況を報告する。

2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をしたことを理由として、不当に不利な取扱いをすることを防止する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は、会社が負担すべき費用として処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- 2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- 3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

事業報告

② 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

1. 内部統制システム全般

取締役会で決議した「会社法に基づく内部統制システムを構築するための体制」に基づき、取締役会による業務執行状況の監督、監査役の業務監査及び報告の徴収、内部統制推進部門による内部監査などを通じて、取締役、執行役員、各部門の業務執行状況について監視・監督を行い、経営の効率性・適法性の確保及び課題の確認と改善に継続的に努めている。

2. 内部監査

業務執行部門から独立した内部監査部門が、監査計画に基づき、主要なグループ会社を含めた内部監査を実施している。足下の課題を踏まえた重点監査項目を中心に監査計画を策定し、監査結果については各部門に適宜フィードバックを行い課題を相互に確認する他、事後の改善状況を点検している。また、内部監査部門と、監査役及び会計監査人の定期的な意見交換等を通じて、内部監査結果に基づく業務執行上の課題を共有している。

3. リスクマネジメント

内部統制推進部門が当社グループのリスクマネジメント体制の整備を統括・指導し、かかる体制の下で代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年2回定期的に開催しており、各部門におけるリスク管理体制及び経営に影響を与える重要リスクの発現状況を確認し、対応策を審議している。

リスク管理にあたっては、想定されるリスクの区分毎に担当部門(セグメント)を予め明確化し、それぞれの専門的見地から重要度に応じて体系的なリスク管理を実施している。

かかる管理の中で、新たに発現したリスクや確認された課題等は、再発防止の取組みを含む必要な改善策や是正内容の対応を検討・審議し各部門で適宜推進するとともに、改善の進捗状況を継続的に管理している。

4. コンプライアンス

内部統制推進部門が当社グループのコンプライアンス体制の整備を統括・指導し、かかる体制の下で定期的なコンプライアンス教育(階層別・部門別教育、職場内教育等)や各種啓蒙を通じて、従業員の意識啓発に積極的に注力している。

また、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、その他社外弁護士等で構成されるコンプライアンス委員会を年2回定期的に開催しており、各部門のコンプライアンス管理体制及び内部通報制度(コンプラ・ホットライン)の運用状況等の確認・検証を行い、法令及び社内ルールの違反を中心にコンプライアンス問題の有無について確認している。

内部通報制度で確認された事案を含め、新たに顕在化した課題等については、再発防止の取組みを含む必要な改善策や是正内容の対応について弁護士の意見等も踏まえつつ検討・審議し、各部門で適宜推進とともに、改善の進捗状況を継続的に管理している。

5. 監査役監査の実効性確保

監査役監査が円滑に実施されるよう、業務執行部門から独立した内部統制推進部門に監査役会事務局を設置し、監査業務を支援する体制を整備している。また、監査役による内部監査部門との意見交換や重要な会議への出席等を通じて、業務執行上の課題や経営に関する必要な情報を共有している他、社内規定又は監査役の求めに応じて、各部門及びグループ会社が業務執行状況を報告している。なお、監査の結果確認された課題等について、代表取締役社長と監査役の協議を行うなど、監査役監査の実効性が確保される取組みに努めている。

事業報告

(2)会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、お客様中心主義に基づき、鉄を通じてお客様の夢と理想の実現をお手伝いするため、価値ある商品・技術・サービスを提供し、お客様とともに新たな市場を創造して豊かでゆとりある社会の発展に貢献することを経営理念とし、

1. 社員一人ひとりの力を大切にし、人と人との繋がりによってグループ総合力を発揮する
2. 素材・加工メーカーとしての進化を続け、マーケットにおける存在感・存在価値を高める
3. 社会や地球環境と調和した健全な発展により、現在と未来のお客様・株主・社員に選ばれる会社を目指すことを経営ビジョンとしております。

こうした理念とビジョンのもと、当社は、当社における財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方にに関する最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様に委ねられるべきと考えております。また、その場合に当社株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

② 基本方針の実現のための取組み

- ・当社の財産の有効な活用、適切なグループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは平成24年11月に「24号中期連結経営計画」を策定し、本計画に定める様々な施策を通じて連結企業価値の拡大に向けて努力しております。さらに、後記(3)に記載しております剰余金の配当等の決定に関する基本方針に従い、株主還元を実施することとしております。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年10月1日開催の取締役会における決定に基づき「株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」(以下「適正ルール」といいます。)を導入しております。また、平成26年9月26日開催の当社取締役会において見直し検討を行い、内容を変更せず継続することを決議しております。

適正ルールは、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得しようとする者(買収提案者)により行われた買収提案が適正ルールに定める要件(必要情報および検討期間)を満たすときは、その時点における当社株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否に関し直接判断を下す仕組みとなっております。

また、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者(買収者)が出現し、または買収者が出現する可能性のある公開買付けが開始され、かつ、i)当社株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同された場合、ii)買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、またはiii)買収提案者が裁判例上悪質と特定された4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと判断される場合には、当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当てが行われます。

適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.nisshin-steel.co.jp/>)に掲載しております。

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、前記②の取組みが、前記①の基本方針に沿って策定されており、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しております。適正ルールの目的は、当社に対し買収を行おうとする者がいる場合に、当社取締役会が代替案を模索するなど、買収提案を検討するために必要な情報と相当な時間を確保することにより、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を行う当社株主の皆様が、買収提案の内容とこれに対する当社取締役会による代替案やその他の提案の内容とを比較し、それぞれにより実現される当社の企業価値および株主共同の利益を十分理解した上でインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、加えて当社の企業価値および株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することにあります。同時に適正ルールは、買収提案がなされた場合の手続きを、当社取締役会が自己の保身を図るなどの恣意的判断が入る余地のないよう客観的かつ具体的に定めており、買収提案が適正ルールに定める要件(必要情報および検討期間)を満たすときは、その時点における当社株主の皆様が判断を下す仕組みとなっております。

事業報告

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益の配分につきましては、連結業績に応じた適切な剰余金の配当を実施していくことを基本に、企業価値向上に向けた今後の事業展開に必要な内部留保の確保および今後の業績見通しを踏まえつつ、安定的な株主還元を実施する方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値向上に向けた持続的な収益成長と競争力強化のための投資、ならびに財務体質の強化に活用していく予定であります。

(注)本事業報告の表示単位未満の端数の取扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率については小数第二位を四捨五入しております。また、消費税等は税抜き方式によっています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额		
(資産の部)					
流動資産	259,400	流动負債	219,316		
現金及び預金	31,440	支払手形及び買掛金	87,436		
受取手形及び売掛金	77,581	短期借入金	76,032		
たな卸資産	124,776	1年内償還予定の社債	10,000		
繰延税金資産	5,811	環境対策引当金	134		
その他の	20,248	その他の	45,713		
貸倒引当金	△ 457				
固定資産	448,767	固定負債	270,872		
有形固定資産	265,736	社債	40,000		
建物及び構築物	75,305	長期借入金	153,495		
機械装置及び運搬具	108,494	繰延税金負債	16,437		
工具、器具及び備品	4,469	役員退職慰労引当金	244		
土地	71,828	特別修繕引当金	8,590		
建設仮勘定	5,639	環境対策引当金	1,165		
無形固定資産	13,088	退職給付に係る負債	48,300		
投資その他の資産	169,942	その他の	2,637		
投資有価証券	115,066	負債合計	490,189		
繰延税金資産	3,212				
退職給付に係る資産	22,585	(純資産の部)			
その他の	29,813	株主資本	184,010		
貸倒引当金	△ 735	資本金	30,000		
		資本剰余金	76,345		
		利益剰余金	78,214		
		自己株式	△ 549		
		その他の包括利益累計額	27,684		
		その他有価証券評価差額金	14,333		
		繰延ヘッジ損益	△ 651		
		土地再評価差額金	405		
		為替換算調整勘定	15,698		
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,102		
		非支配株主持分	6,283		
		純資産合計	217,978		
資産合計	708,167	負債・純資産合計	708,167		

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結計算書類

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	547,026
売 上 原 価	489,145
売 上 総 利 益	57,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	47,794
営 業 利 益	10,087
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,310
そ の 他	3,067
営 業 外 費 用	5,377
支 払 利 息	4,208
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,666
そ の 他	3,383
経 常 利 益	9,258
特 別 利 益	6,206
特 別 修 繕 引 当 金 取 崩 益	5,413
特 別 損 失	5,413
固 定 資 産 除 売 却 損	709
減 損 損 失	7,093
投 資 有 価 証 券 売 却 損	104
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	13,120
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,499
法 人 税 等 調 整 額	1,614
当 期 純 損 失	4,047
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	5,662
当 期 純 損 失	7,162
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	548
	6,613

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
平成27年4月1日 残高	30,000	91,099	74,160	△ 541	194,719
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△12,310	12,310		－
剰余金の配当		△ 4,391	△ 1,646		△ 6,038
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 6,613		△ 6,613
自己株式の取得				△ 8	△ 8
連結子会社持分の変動		1,947			1,947
持分法の適用範囲の変動			27		27
土地再評価差額金の取崩			△ 0		△ 0
その他			△ 23		△ 23
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△14,754	4,053	△ 8	△10,708
平成28年3月31日 残高	30,000	76,345	78,214	△ 549	184,010

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資產 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日 残高	23,356	191	388	17,741	26,521	68,199	9,078	271,997
連結会計年度中の変動額								
資本剰余金から利益剰余金への振替							－	－
剰余金の配当							△ 6,038	△ 6,038
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△ 6,613	△ 6,613
自己株式の取得							△ 8	△ 8
連結子会社持分の変動							1,947	1,947
持分法の適用範囲の変動							27	27
土地再評価差額金の取崩							△ 0	△ 0
その他							△ 23	△ 23
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 9,022	△ 843	16	△ 2,043	△28,623	△40,515	△ 2,794	△43,309
連結会計年度中の変動額合計	△ 9,022	△ 843	16	△ 2,043	△28,623	△40,515	△ 2,794	△54,018
平成28年3月31日 残高	14,333	△ 651	405	15,698	△ 2,102	27,684	6,283	217,978

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失(△)	△ 1,499
減価償却費	26,539
減損損失	7,093
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 376
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△ 2,188
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 5,320
持分法による投資損益(△は益)	1,666
受取利息及び受取配当金	△ 2,310
支払利息	4,208
有形固定資産除売却損益(△は益)	709
売上債権の増減額(△は増加)	1,063
たな卸資産の増減額(△は増加)	19,173
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 698
その他	3,755
小 計	51,815
利息及び配当金の受取額	4,285
利息の支払額	△ 4,236
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△ 1,332
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,532
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△ 2,385
投資有価証券の売却による収入	3,493
関係会社株式の取得による支出	△ 291
関係会社株式の売却による収入	45
有形固定資産の取得による支出	△ 24,813
有形固定資産の売却による収入	402
その他	△ 4,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,281
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 8,795
長期借入れによる収入	20,400
長期借入金の返済による支出	△ 21,911
自己株式の取得による支出	△ 8
配当金の支払額	△ 6,024
非支配株主への配当金の支払額	△ 77
その他	△ 161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,579
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 514
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,156
VI 現金及び現金同等物の期首残高	26,187
VII 現金及び現金同等物の期末残高	31,344

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	207,973	流动負債	187,066	
現金及び預金	21,282	支払手形	12,600	
売掛金	44,042	短期借入金	40,661	
売上金	106,696	年内償還予定の社債	76,960	
前払費用	6,195	未払費用	10,000	
前線延税金	1,123	境内外の社債	15,905	
その他の資産	4,884	環境対策の負担	26,874	
貸倒引当金	24,508	その他	134	
	△ 760		3,929	
固定資産	395,305	固定負債	251,684	
有形固定資産	233,507	社債	40,000	
建築物	45,987	長期借入金	151,864	
機械及び工具	20,670	延税金	14,134	
車両	97,032	退職給付積立金	35,517	
工具、器具及び備品	3,700	特種積立金	8,590	
土地	60,535	その他の積立金	1,158	
建設仮勘定	5,188	負債合計	418	
無形固定資産	12,106			
ソフトウエア	12,059	(純資産の部)		
施設利用権	47	株主資本	151,745	
投資その他の資産	149,690	資本金	30,000	
投資有価証券	51,682	資本剰余金	117,565	
関係会社出資	56,308	資本準備金	7,500	
長期貸付	19,019	その他資本剰余金	110,065	
前払費用	3,032	利益剰余金	4,239	
その他の資産	1,469	その他の利益剰余金	4,239	
貸倒引当金	17,031	繰越利益剰余金	4,239	
	1,300	自己株式	△ 59	
	△ 154	評価・換算差額等	12,781	
		その他有価証券評価差額金	13,305	
		繰延ヘッジ損益	△ 523	
資産合計	603,278	純資産合計	164,527	
		負債・純資産合計	603,278	

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

計算書類

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		418,393
売 上 原 価		379,282
売 上 総 利 益		39,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,737
營 業 利 益		5,373
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,567	
そ の 他	2,450	20,018
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,993	
そ の 他	3,956	7,949
経 常 利 益		17,441
特 別 利 益		
特別修繕引当金取崩益	5,413	5,413
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	742	
減 損 損 失	6,211	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	579	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,044	14,683
税 引 前 当 期 純 利 益		8,171
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	2,220	2,285
当 期 純 利 益		5,886

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本						自己 株式	株主資本 合計		
		資本剰余金			利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
平成27年4月1日 残高	30,000	7,500	126,767	134,267	△12,310	△12,310	△ 50	151,905			
当期変動額											
その他資本剰余金から 繰越利益剰余金への振替			△12,310	△12,310	12,310	12,310		-			
剰余金の配当			△ 4,391	△ 4,391	△ 1,646	△ 1,646		△ 6,038			
当期純利益					5,886	5,886		5,886			
自己株式の取得							△ 8	△ 8			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△16,702	△16,702	16,549	16,549	△ 8	△ 160			
平成28年3月31日 残高	30,000	7,500	110,065	117,565	4,239	4,239	△ 59	151,745			

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
平成27年4月1日 残高	22,343	453	22,796	174,702
当期変動額				
その他資本剰余金から 繰越利益剰余金への振替				-
剰余金の配当			△ 6,038	
当期純利益			5,886	
自己株式の取得			△ 8	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9,037	△ 976	△10,014	△10,014
当期変動額合計	△ 9,037	△ 976	△10,014	△10,175
平成28年3月31日 残高	13,305	△ 523	12,781	164,527

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

監査報告書

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 6 日

日新製鋼株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山岸 聰 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 審野 裕昭 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日新製鋼株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 6 日

日新製鋼株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 秋山 賢一	印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 山岸 聰	印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 審野 裕昭	印
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日新製鋼株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の整備・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会社の支配に関する基本方針の内容及び基本方針の実現のための取り組みについては、取締役会における決議の内容及び審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行なわれており、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針の実現のための取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 13 日

日新製鋼株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	小濱和久	印
監査役（常勤）	伊藤幸宏	印
監査役（常勤）	村岡浩一	印
監査役	山川洋一郎	印
監査役	羽矢惇	印

(注)監査役伊藤幸宏、監査役山川洋一郎及び監査役羽矢惇は、社外監査役であります。

株式に関するご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで	株主名簿管理人	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 電話 0120-232-711 (通話料無料・平日9:00～17:00)
定時株主総会	6月		
基準日	定期株主総会 3月31日	特別口座の 口座管理機関	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 電話 0120-232-711 (通話料無料・平日9:00～17:00)
	期末配当 3月31日		
1単元の株式の数	中間配当 9月30日		
	100株		
公 告 の 方 法	電子公告により行います (当社ホームページをご覧ください) http://www.nisshin-steel.co.jp/		
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部		
証券コード	5413		

(ご注意)

1. 株主様の各種お手続き

株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、株主様が口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

2. 特別口座に関する各種お手続き

特別口座※に記録された株式に関する各種お手続き(株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求他)につきましては、上記の三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、お問合せください。

«旧日本金属工業株式会社の株式を特別口座で所有されていた株主様へ»

平成28年3月1日より、旧日本金属工業株式会社株式の特別口座の口座管理機関を、みずほ信託銀行から三菱UFJ信託銀行に変更しております。特別口座に記録された株式に関する各種お手続き(株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求他)につきましては、上記の三菱UFJ信託銀行までお問合せください。

3. 単元未満株式の買増請求の受付停止期間

単元未満株式の買増請求につきましては、当社株式取扱規則第23条の定めにより、毎年、次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、受付が停止されますので、ご留意ください。

(1) 3月31日 (2) 9月30日

4. 未受領の配当金

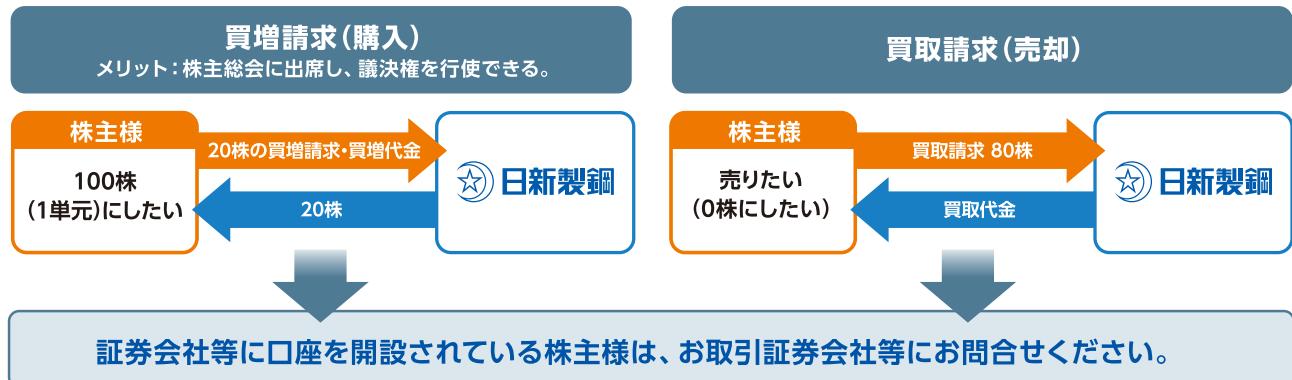
未受領の配当金につきましては、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。

※特別口座とは、平成21年1月の株券の電子化が行われた際に、証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株式につき、その権利を保全するため株主様の名義で信託銀行に開設した口座のことをいいます。

単元未満株式の買取・買増制度について

当社の株式は1単元が100株となっており、単元未満株式(1~99株)については市場で売買はできませんが、当社に対して100株(1単元)となるよう買増請求(購入)することができます。または単元未満株式を当社に対して買取請求(売却)することができます。

例:株主様が80株を所有している場合....



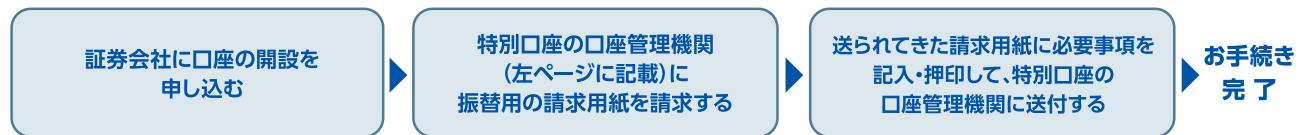
それ以外の株主様は特別口座の口座管理機関(左ページに記載)にお問合せください。

特別口座から証券会社の口座への振替について

特別口座に記録されている株式については、**特別口座のままでは売買できません**(単元未満株式を除く)ので、証券会社に取引口座を開設して、開設された口座に株式を移し替える手続き(振替申請)をお勧めします。

※お手元に「旧株券」をご所有のまま証券会社にお預けになっていない場合、「特別口座」にて管理されている可能性があります。

お手続き方法



日新製鋼株式会社

本冊子に関するお問い合わせは下記にお願いします

総務部 TEL. 03-3216-5565

ホームページアドレス

<http://www.nisshin-steel.co.jp/>